

日本司法書士会連合会全国会長会ふくしま宣言

(東日本大震災発生から5年経過に際して)

平成28年4月15日

会 長 会 宣 言

日本司法書士会連合会全国会長会は、被災地のいまだ深刻な状況を前にして、被災者、原発事故被害者及び被災地に対する支援の継続の必要性と、司法書士が復興に果たす役割と責任の重大さを改めて認識し、司法書士界全体として支援活動を継続することを、本日も東北の地において、高らかに宣言する。

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故（以下、「原発事故」という。）の発生から5年が経過した。

宮城県では仮設住宅の供与の打ち切りが始まり、岩手県や福島県でも県内外の避難者への（みなし）仮設住宅の無償提供の打ち切り時期が発表されている。

しかしながら、様々な理由により被災地や避難先での（みなし）仮設住宅に残らざるを得ない状況がある。また、高台移転や災害公営住宅への入居が決まったとしても、その入居は2年後、3年後であったりすることも珍しくない。

さらに、原発事故による避難者は、今後を見通すことすらできない状況に置かれ続けている。

復旧、復興が少しずつ進み、新たな生活に向けて歩み始めた方々が増える一方で、今なお多くの方々が、住み慣れた故郷を離れた地域や仮設住宅等での不自由な避難生活を強いられているのである。

現在、東日本大震災や原発事故に関する報道などは激減している。

記憶の風化が進む結果、今後も引き続き必要な各種支援が縮小してしまうことはあってはならない。

震災は過去のことでなく、現在も続いていることなのである。

我々司法書士は、これまで、相談活動や登記等を中心とした業務を通じての活動や、復興に関する要望、提言等を行うとともに、国や自治体の復興事業へ協力する等、多くの復興支援を行い、その中で、相続登記未了問題や住宅に関する問題などの解決を図ってきたが、今後の被災地復興においても、司法書士が果たすべき役割はきわめて大きい。

よって、我々は市民に身近な法律家としての役割と責任を改めて強く自覚し、上記のとおり宣言するものである。